

○渋川市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する細則

平成 25 年 4 月 1 日

規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「省令」という。）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定並びに渋川市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成 25 年渋川市条例第 16 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(適合証)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項に規定する規則で定める図書（以下「適合証」という。）は、次の各号に掲げる認定の申請の区分に応じ、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第 54 条第 1 項第 1 号に規定する基準に適合していることを、それぞれ当該各号に定める者が証明した書面又はその写しとする。

(1) 次に掲げる認定の申請 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

ア 条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請

イ 条例第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる建築物に係る低炭素建築物新築等

計画の認定の申請

ウ 条例第2条第1項第3号に掲げる建築物に係る同号アに規定する認定の申請

エ 条例第2条第1項第4号に掲げる建築物に係る同号アに規定する認定の申請

(2) 前号アからエまでに掲げる認定の申請以外の認定の申請 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(平29規則26・令5規則8・令6規則7・一部改正)

(所管行政庁が必要と認める図書)

第4条 省令第41条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関から適合証の交付を受けた場合にあっては、当該適合証

(2) 申請に係る建築物の位置を示した都市計画図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(平29規則26・一部改正)

(申請書の提出部数)

第5条 市長に提出する省令第41条第1項の申請書の正本及び副本の部数は、正本1部、副本2部とする。ただし、適合証を添えて当該申請書を提出する場合にあっては、正本1部、副本1部とする。

2 前項の規定は、市長に提出する省令第45条の申請書の正本及び副本の部数について準用する。

(報告)

第6条 認定建築主は、法第56条の規定により低炭素建築物の新築等の状況について報告を求められたときは、速やかに、新築等状況報告書(様式第1号)に報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告しなければならない。

2 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる

工事完了報告書に同表右欄に掲げる書面を添えて、市長に報告しなければならない。

<p>1 認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等の工事が行われたことを建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）が確認した場合</p>	<p>工事完了報告書（様式第2号）</p>	<p>当該建築士が作成した工事監理報告書（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15の工事監理報告書をいう。）の写し</p>
<p>2 前号に掲げる場合以外の場合</p>	<p>工事完了報告書（様式第3号）</p>	<p>低炭素建築物の新築等の工事を施工した施工者による発注者への工事完了の報告書の写しその他これに類するもの</p>

（取下げ届）

第7条 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の規定による変更の認定の申請をした者は、法第54条第1項の認定又は法第55条第2項において準用する法第54条第1項の変更の認定を受けるまでの間に、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画の実施を取りやめたときは、速やかに、取下げ届（様式第4号）2部を市長に提出しなければならない。

（取りやめ届）

第8条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画を取りやめたときは、速やかに、取りやめ届（様式第5号）2部を、これに省令第43条第1項の規定によりされた通知に係る同条第2項の通知書（法第55条第2項において準用する法第54条第1項の変更の認定を受けている場合にあっては、省令第46条において準用する省令第43条第1項の規定によりされた通知に係る省令第46条において準用する省令第43条第2項の通知

書)を添えて、市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、法、省令及び条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月1日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の第3条第1号に規定する登録建築物調査機関が交付した適合証については、改正後の同号に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証とみなす。

附 則 (令和5年3月10日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月14日規則第7号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

新築等状況報告書

年 月 日

市長 様

報告者の住所  
（事務所の所在地）  
報告者の氏名（名称）

都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により報告を求められた低炭素建築物の新築等の状況について、次のとおり報告します。

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日及び認定番号  
認定年月日 年 月 日  
認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物の位置
- 3 認定建築主の氏名
- 4 報告の内容

受付欄
係員印

様式第2号（第6条関係）

工事完了報告書（第6条第2項の表第1号）

年 月 日

市長 様

報告者の住所  
（事務所の所在地）  
報告者の氏名（名称）

低炭素建築物の新築等の工事が完了したので、渋川市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する細則第6条第2項の規定により、工事監理報告書の写しを添えて、次のとおり報告します。

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日及び認定番号  
認定年月日 年 月 日  
認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物の位置
- 3 認定建築主の氏名
- 4 低炭素建築物の新築等の工事が完了したことを確認した建築士  
（ 級）建築士（ ）登録第 号 （ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号  
住 所 名 称  
氏 名 所在地
- 5 低炭素建築物の新築等の工事の完了の日  
年 月 日

注 工事写真を添付するとともに、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けた場合は、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写しを添付すること。

受 付 欄
係員印



様式第4号（第7条関係）

取下げ届

年 月 日

市長 様

届出者の住所  
（事務所の所在地）  
届出者の氏名（名称）

都市の低炭素化の促進に関する法律 第53条第1項 の規定により 認定 の申請を  
第55条第1項 変更の認定

した低炭素建築物新築等計画について、当該低炭素建築物新築等計画の実施を取りやめたので、  
渋川市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する  
細則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 確認の特例の有無（法第54条第2項の規定による申出）  
有 ・ 無
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 取下げ理由

受付欄
係員印



様式第5号（第8条関係）

取りやめ届

年 月 日

市長 様

届出者の住所  
（事務所の所在地）  
届出者の氏名（名称）

認定低炭素建築物新築等計画を取りやめたので、渋川市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する細則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日及び認定番号  
認定年月日 年 月 日  
認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物の位置
- 3 認定建築主の氏名
- 4 取りやめ理由

注 認定通知書を添付すること。

受付欄
係員印

様式第 1 号（第 6 条関係）

（令 5 規則 8 ・全改）

様式第 2 号（第 6 条関係）

（令 5 規則 8 ・全改）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（令 5 規則 8 ・全改）

様式第 4 号（第 7 条関係）

（令 5 規則 8 ・全改）

様式第 5 号（第 8 条関係）

（令 5 規則 8 ・全改）